

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------------|
| 61 | 母子保健法による乳幼児健康診査業務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、母子保健法による乳幼児健康診査業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 母子保健法による乳幼児健康診査業務 |
| ②事務の概要 | <p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨を行っている。</p> <p>①4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査対象者へ健康診査通知書(問診票)を発送する。また、中間サーバーのお知らせ機能によりマイナポータルに通知書を送付した旨を通知する。 ②4か月児健診:協力医療機関で実施 ③4か月児健診:健診終了後、協力医療機関より受診結果が保健所に届く ④1歳6か月児健診・3歳児健診:岡崎げんき館(歯科健診のみ岡崎歯科医師会協力医療機関)で実施 ⑤1歳6か月児健診・3歳児健診:受診結果をカルテに記入 ⑥歯科健診結果が岡崎歯科医師会から届く ⑦健診状況と、健診結果をシステムに入力し管理する ⑧未受診者へ受診勧奨通知を発送する</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ⑦健診状況と健診結果をシステムに入力し管理する</p> |
| ③システムの名称 | 1 住民健康管理システム(母子保健) 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3 中間サーバー 4 住民基本台帳ネットワークシステム 5 宛名管理システム 6 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 7 庁内連携システム(データ連携基盤) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 母子保健情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の49の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の保健指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の69の2の項</p> <p>【86_母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報】</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健部健康増進課 |
| ②所属長の役職名 | 健康増進課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課(0564-23-6069) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年3月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年3月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|------------------------|
| 平成29年1月9日 | I-3. 個人情報の利用 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法という。)別表第1第49の項及び主務省令第40条 | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号利用法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第1第49号 2 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条 | 事後 | |
| 平成29年1月9日 | I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 | 未定 | 実施しない | 事前 | |
| 平成29年1月9日 | I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。) | 母子保健法(昭和40年法律第141号) | 事後 | |
| 平成29年1月9日 | II-1 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 | 平成28年12月1日 | 事後 | |
| 平成29年1月9日 | II-2 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 | 平成28年12月1日 | 事後 | |
| 平成29年1月9日 | 全般 | 「番号法」 | 「番号利用法」 | 事後 | 法改正に伴う略称の変更のため |
| 平成29年7月31日 | I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ①4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査対象者へ健康診査通知書(問診票)を発送する。 | ①4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査対象者へ健康診査通知書(問診票)を発送する。また、中間サーバーのお知らせ機能によりマイナポータルに通知書を交付した旨を通知する。 | 事後 | 運用の変更に伴う変更のため |
| 平成29年7月31日 | I-3 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号利用法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第1第49号 2 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条 | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号利用法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表第1の49の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更にならないため |
| 平成29年7月31日 | II-1 対象人数 いつ時点の計数か | 平成28年12月1日 | 平成29年7月1日時点 | 事後 | 見直しに伴う変更のため |
| 平成29年7月31日 | II-2 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成28年12月1日 | 平成29年7月1日時点 | 事後 | 上記に同じ |
| 平成31年4月1日 | I-5-②所属長の役職名 | 健康増進課長 片岡 泉 | 健康増進課長 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II-1 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年7月1日時点 | 平成30年7月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II-2 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年7月1日時点 | 平成30年7月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV-1 | — | 基礎項目評価書 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV-2 | — | 十分である | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV-3 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | — | 十分である | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | — | 十分である | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV-4 | — | 十分である | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV-5 | — | 十分である | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV-6 | — | [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV-7 | — | 十分である | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV-8 | — | [○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV-9 | — | 十分である | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和2年10月1日 | I-4-① 実施の有無 | 実施しない | 実施する | 事前 | |
| 令和2年10月1日 | I-4-② 法令上の根拠 | — | <p>【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第2第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の保健指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務」が含まれる項(69の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第38条の3</p> <p>【情報提供の根拠】 1 番号利用法第19条第7号 別表第2の69の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3</p> | 事前 | |
| 令和2年10月1日 | IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 | 〔○〕接続しない(入手) 〔○〕接続しない(提供) | 〔 〕接続しない(入手) 〔 〕接続しない(提供) | 事前 | |
| 令和2年10月1日 | IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | — | 十分である | 事前 | |
| 令和2年10月1日 | IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | — | 十分である | 事前 | |
| 令和2年10月1日 | II-1 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年7月1日 | 令和2年3月1日 | 事後 | |
| 令和2年10月1日 | II-2 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年7月1日 | 令和2年3月1日 | 事後 | |
| 令和2年10月1日 | I-8 | 444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課(0564-23-6180) | 444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課(0564-23-6069) | 事後 | |
| 令和2年10月1日 | I-1-②事務の概要 | <p>④1歳6か月児健診・3歳児健診:岡崎げんき館で実施 ⑤1歳6か月児健診・3歳児健診:受診結果をカルテに記入 ⑥健診状況と、健診結果をシステムに入力し管理する ⑦未受診者へ受診勧奨通知を発送する</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ⑥健診状況と健診結果をシステムに入力し管理する</p> | <p>④1歳6か月児健診・3歳児健診:岡崎げんき館(歯科健診のみ岡崎歯科医師会協力医療機関)で実施 ⑤1歳6か月児健診・3歳児健診:受診結果をカルテに記入 ⑥歯科健診結果が岡崎歯科医師会から届く ⑦健診状況と、健診結果をシステムに入力し管理する ⑧未受診者へ受診勧奨通知を発送する</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ⑦健診状況と健診結果をシステムに入力し管理する</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|---|--|------|--------------------------------|
| 令和3年9月1日 | I-4-② 法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第2第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の保健指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務」が含まれる項(69の2の項) 【情報提供の根拠】 1 番号利用法第19条第7号 別表第2の69の2の項 | 【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の保健指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務」が含まれる項(69の2の項) 【情報提供の根拠】 1 番号利用法第19条第8号 別表第2の69の2の項 | 事後 | 法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年4月1日 | I-3 法令上の根拠 | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の49の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の49の項 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | I-4-② 法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第2第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に「母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の保健指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務」が含まれる項(69の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第38条の3 【情報提供の根拠】 1 番号利用法第19条第8号 別表第2の69の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3 | 【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2における第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の保健指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務」が含まれる項(69の2の項) 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の69の2の項 【86 母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報】 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | II しきい値判断項目 1、対象人数 2、対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日時点 | 令和4年3月31日時点 | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | II しきい値判断項目 1、対象人数 2、対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年3月31日時点 | 令和5年3月31日時点 | 事後 | |